

オリンピックQシリーズ2028東京 マーケティング権に関する特約条項について

< 概要説明資料 >

オリンピックQシリーズに関するマーケティング権とは

開催契約（Host Agreement）

オリンピックQシリーズ2028東京（以下「大会」という。）に関するすべてのマーケティング権は、国際オリンピック委員会（以下「IOC」という。）が独占的に保有しています。

マーケティング権とは、

大会、IOC、日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）及び大会の準備・運営等を担うオリンピックQシリーズ2028東京財団（以下「本財団」という。）との取引や提携関係等を、公表したり表明したり、もしくは、販売・プロモーション・広告宣伝等を利用したりする行為、大会、IOC、JOC及び本財団の商標、マーク、名称等を使用する行為、並びに、大会会場における物品販売や広告宣伝等を含み、一般的には、スポンサーシップ権、宣伝権、プロモーション権、ライセンシング権、商品化権、物品販売権、メディア権、出版権等を意味します。

本財団と本財団に協力する関係者の遵守事項

大会に関連するすべてのマーケティング権を保護するために、IOCは、主に以下の3項目を大会の準備・運営等を担う本財団及び本財団に協力する関係者に遵守することを求めています。

1) 商業的にクリーンな会場の確保

大会の使用会場・施設等の広告看板、自動販売機、物品販売権等や、使用備品類のブランド表示等についてスポンサー以外の第三者標記がない状態（商業的にクリーン）にした上で使用

2) 大会スポンサーのスポンサーシップ権の尊重

大会スポンサー（IOCパートナー・本財団スポンサー）の契約カテゴリーの独占性や供給優先権の保護、会場でのPR活動権等の促進義務

3) 大会に関連する権利の保護

本財団との取引内容や大会、IOC、JOC又は大会との関係を、公表したり販売・プロモーション・広告宣伝等の活動に活用することの禁止

大会スポンサーの優先供給権に関する留意事項

大会スポンサーには、契約カテゴリーに含まれる商品・サービスに関して、マーケティング権が付与され、それには、大会に優先的に供給する権利（優先供給権）が含まれています。

- ・そのため、大会の準備・運営等に必要な商品・サービス（必要製品）を手配する際には、当該必要製品が大会スポンサーの契約カテゴリーに含まれるか否かをまず確認する必要があります。（参照：次頁の手配フロー）
- ・本財団のHPに掲載する「大会スポンサーのリスト・契約カテゴリー一覧」にて最新情報をご確認ください。
当該一覧資料は、新たな大会スポンサーが決定する度に更新いたします。
- ・大会スポンサーの連絡先については、マーケティング室マーケティング部 marketing@OlympicQSeries2028-Tokyo.comまでお問合せください。

大会準備・運営等に必要な製品・サービス（必要製品）の手配フロー
大会スポンサーの供給優先権

